

【中国】伝染病予防治療法の改正

海外立法情報課 湯野 基生

* 2025 年 4 月、伝染病予防治療法が改正され、新型コロナ感染症対応の経験をいかし、原因不明の伝染病に対する迅速な措置、国民生活に配慮した防疫措置等に関する規定が整備された。

1 背景と経緯

中国の伝染病（感染症）予防治療法は、1989 年に制定、2004 年及び 2013 年に改正されている。2019 年以降、新型コロナウイルス感染症が拡大し、2020 年 2 月、全国人民代表大会（以下「全人代」）常務委員会は、公衆衛生関係の法律を重点的に改正する立法計画¹を制定し、伝染病予防治療法の改正もその中に盛り込まれた。その後、公衆衛生、災害対応に関する法律の整備が進められた²。そのほか、疾病の予防制御に関する政府の政策方針³、同感染症対応時の経験を踏まえ、同法の改正草案が作成され、2023 年 10 月に全人代常務委員会に提出された。2025 年 4 月、改正された同法（以下「改正法」）が可決・公布、同年 9 月 1 日に施行された⁴。

2 概要

（1）章構成

改正法は全 9 章 115 か条から成る。第 1 章：総則（第 1 条～第 20 条）、第 2 章：予防（第 21 条～第 40 条）、第 3 章：監視、報告及び警戒（第 41 条～第 57 条）、第 4 章：感染状況の制御（第 58 条～第 74 条）、第 5 章：医療・救急治療（第 75 条～第 80 条）、第 6 章：保障措置（第 81 条～第 91 条）、第 7 章：監督・管理（第 92 条～第 99 条）、第 8 章：法的責任（第 100 条～第 112 条）、第 9 章：附則（第 113 条～第 115 条）。以下、主な改正内容を紹介する。

（2）伝染病予防制御体制の整備

国務院の疾病対策部門は、以前は国家衛生健康委員会に置かれていたが、2021 年に拡充され、国家疾病预防制御局⁵が成立した。これを踏まえ、改正法では、国務院の衛生健康主管部門は、全国の伝染病対応の業務を主導・調整し、医療・救急治療の計画・指導を担当し、同疾病预防制御部門は、全国の伝染病の予防制御、感染対応関係業務を担当することとされた（第 8 条）。また、同部門が指導する全国の疾病预防制御機関⁶のうち、国及び省級の機関は、専門家委員会を組織し、伝染病予防等に対し、助言、評価等の専門的支援を行わせることとされた（第 10 条）。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 9 月 8 日である。中国の法律等の原文は、国家法律法規データベース（「国家法律法規数据库」<<https://flk.npc.gov.cn/index.html>>）から閲覧した。

¹ 湯野基生「【中国】野生動物の違法取引や食用等を禁ずる決定及び公衆衛生に係る立法計画の制定」『外国の立法』No.284-1, 2020.7, pp.20-21. <<https://doi.org/10.11501/11512843>>

² 例えば、2021 年に動物防疫法（同「【中国】動物防疫法の改正」『外国の立法』No.287-2, 2021.5, pp.30-31. <<https://doi.org/10.11501/11668886>>）、2024 年に突発事件対応法（同「【中国】突発事件対応法（災害事故対策基本法）の改正」『外国の立法』No.301-1, 2024.10, pp.28-29. <<https://doi.org/10.11501/13759551>>）等が制定された。

³ 予防制御機関の機能強化、医療機関との連携強化等の方針が示された。「国务院办公厅关于推动疾病预防控制事业高质量发展的指导意见」2023.12.26. 中国政府网 <https://www.gov.cn/zhengce/content/202312/content_6922483.htm>

⁴ 「中华人民共和国传染病防治法」2025 年 4 月 30 日公布、同年 9 月 1 日施行。中華人民共和国主席令第 47 号。

⁵ 「机构概况」国家疾病预防控制中心 <<https://www.ndcpa.gov.cn/jbkzzx/c100001/common/list.html>>

⁶ 中国疾病预防制御センター（2022 年に国家衛生健康委員会から移管され、国家疾病预防制御局に属する。）及びその指導を受ける地方組織を指す。「中心简介」中国疾病预防控制中心 <<https://www.chinacdc.cn/jgxx/zxjj/>>

(3) 原因不明の突発伝染病への対応強化

本法で扱う伝染病は、甲類、乙類及び丙類⁷に区分される（第3条）。改正法では、発生後短期間で拡大する伝染病に対応するため、区分される前の「原因不明の突発伝染病」も対象とすることが明記された（同条）。原因不明の突発伝染病に対し、甲類と同じ措置を実施する必要があるときは、国务院の疾病予防制御主管部門が提案し、同衛生健康主管部門が発表する（第4条）こととされた。このほか、原因不明の突発伝染病等が発生し、県級以上の地方政府が必要と認めた場合、あらかじめ甲類相当の予防制御措置を実施できる（第65条）等とされた。

(4) 緊急時対応の強化

突発事件対応法の規定を踏まえ、国务院の疾病予防制御部門は、原因不明の突発伝染病等の予防制御に係る緊急対応計画を策定し、県級以上の地方政府も、各自の管轄区域の緊急対応計画を策定し（第28条）、同政府の疾病予防制御部門は、定期訓練を実施する（第30条）ことが義務付けられた。また、感染爆発等の発生時には、国务院の各部門のほか、軍、武装警察の関係組織等による業務体制を構築し、感染情報を迅速に共有すること（第56条）等とされた。

(5) 国民生活に配慮した予防制御措置

改正法の総則では、伝染病の予防制御のため、個人情報処理等を行うときは、関係法規に従い、プライバシー等を保護しなければならない、個人情報の過度の収集を禁じること（第13条）、伝染病の予防制御のため複数の措置が選択できる場合は、個人の権利利益を最大限保護し、侵害や生活への影響が小さいものを選択しなければならないこと（第17条）等が明記された。

感染制御措置に関する第4章では、甲類の感染者等に対し、検査等への協力等を義務付ける一方、医療機関が行う隔離治療等は、対象の範囲や期間を合理的に設定しなければならない、所定の範囲や期間を超えてはならないこと（第58条）等とされた。

また、甲類及び乙類の伝染病による深刻な感染が発生した場合、県級以上の地方政府は、域内に出入りする人員、物資等に対する検疫を、甲類による深刻な感染の場合、省級政府は、関係区域の封鎖を実施できる（第66条）。改正法では、措置の期間中、政府は、基本必需品の提供を保障し、医療サービスを提供し、高齢者、障害者等に対して特別なケアを提供すべきこと（第67条）、組織及び個人は、隔離治療等の措置により自らの権利利益が侵害されたと考える場合、県級以上の地方政府等に申立てを行うことができること（第74条）等が明記された。

(6) 救急治療

伝染病専門病院、総合病院、救急医療機関等で構成される重大伝染病の医療・救急治療体制を構築整備し、患者を区分して救急治療を行い、重症患者への救急治療を強化し（第76条）、薬品、医療機器の開発を奨励する（第79条）等の国の方針が示された。医療機関には、関係規定に従い、発熱外来を設置すること（第77条）、県級以上の地方政府には、定期訓練を実施し、患者、遺族、医療スタッフ等に心理的ケアを提供すること（第80条）等が義務付けられた。

(7) 法的責任

政府の衛生健康主管部門等による個人情報保護義務の不履行（第110条）、政府等の予防制御措置の拒否、感染状況に関する虚偽情報の拡散等（第111条）の場合の罰則が新設された。

⁷ 改正法では、それぞれの区分について定義が示された。人体の健康・生命の安全に及ぼす危害や、被る可能性のある経済的損失・社会的影響の重大性に応じて区分され、甲類は「特に厳格に管理し、感染流行を制御」すべきもの、乙類は「厳格に管理し、発病率を下げる」べきもの、丙類は「流行の動向に注意し、感染爆発及び流行を制御」すべきものとされた。また、乙類及び丙類に指定される伝染病の種類が追加された（第3条）。